



町営住宅入居者募集

問 建設水道課 管理係 (内線 1603)

- 募集期間 12月1日(金)～12月15日(金)
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(閉庁日を除く)

■対象住宅と戸数

- ①飯坂団地(飯坂字北古堂道内) 2戸
- ②小綱木団地(小綱木字反田) 2戸
- ③壁沢団地1号棟(字壁沢) 13戸(3～5階)
- ④壁沢住宅2号棟(字壁沢) 11戸(1～5階)
- ⑤ふもとがわ団地1号棟(大字鶴沢字笛田) 7戸(2～5階)
- ⑥ふもとがわ団地2号棟(大字鶴沢字笛田) 9戸(2～5階)
- ⑦賤ノ田団地(字賤ノ田) 8戸(2～5階)
- ⑧新中町団地(字新中町、字川原田) 3戸(2戸1棟建てタイプ)
※壁沢住宅2号棟については、Uターン者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。

※新中町団地については、特定帰還者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。

■間取り・設備 各団地で若干異なりますので、問い合わせください。

■入居条件

- ①現に住宅に困窮している方。
- ②税、その他の使用料等の未納がないこと。
- ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
- ④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。(60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください)。
- ⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること(収入のある方全員)です。ただし、裁量世帯(入居者が障害者等)の場合は214,000円以下となります。
- ⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
- ⑦入居者が暴力団員でないこと。

■家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります(別途、共益費等がかかります)。

■駐車場 原則1戸に1台(家賃とは別に使用料あり。一部の住宅は駐車場無し)

※新中町団地については、入居者名義2台まで

■受付場所・問い合わせ 標記担当までお問い合わせください。



冬は水道管の凍結にご注意ください!

問 建設水道課 水道室 (内線 1604)

毎年12月から2月にかけて、水道管が凍結して破裂する事故が多発しています。気温が『マイナス4℃以下』になる日は特に注意が必要です。

水道管が凍結すると、水道が出なくなるだけでなく、破損の修繕や漏水により水道料金が高額になるなど思わぬ費用がかかってしまうこととなりますので注意しましょう。

■凍結を防止するには

1. 水抜栓がある家庭では、夜間や長期間水道を使用しない場合は水抜きをしてください。また、給湯器(ボイラー)等も使用しない場合は個別に水抜きが必要です。
2. 露出している水道管は、断熱材等で保温してください。
3. 凍結防止ヒーターを設置している家庭では、ヒーターが作動しているかを確認してください。

■もしも水道管が破裂し、漏水してしまったら、町指定の給水装置工事事業者へ修繕を依頼してください。

農振農用地除外等申請の受付について

問 農林振興課 農業振興係 (内線 1502)

農地を農地以外の用途(住宅建築や駐車場など)に利用する場合は、農振農用地(青地)に指定されているか、上記の担当に確認してください。

農振農用地(青地)に指定されている場合には、農地転用申請の前に農振除外申請の手続きが必要となります。

農振除外申請の受付は、1月、5月、9月の末日(休日の場合は休日の前の開庁日)締め切りの年3回行っております。

締め切りの後、農振除外されるまでおよそ5か月、その後農地転用におよそ2か月を要します。計画的なお手続きをお願いいたします。

冷え込む季節、転倒リスクに備えよう

問 伊達地方消防組合 中央消防署南分署 (Tel 566-2145)

冬は居間に暖房器具が増えたり、路面が凍結するため、転倒リスクが高まります。

昨年は、県内全域で転倒し骨折する方が多く、救急車の搬送先が1時間以上決まらないことが多発しました。

暖房器具のコード類は整理整頓をお願いします。また、履きなれた靴で外出するようにしましょう。

日頃から転倒を予防し、健やかな年末年始を送りましょう。



暮らし

国民健康保険医療費のお知らせ

問 保健福祉課 国保年金係 (内線 1406)

医療費のお知らせは2か月に1度、国民健康保険に加入されている被保険者の世帯主様あてにはがきで通知しています。国民健康保険給付内容をお知らせすることにより、保険給付事業についてご理解をいただくこととしております。

医療費通知は確定申告の際の「医療費控除」に使用できますが、11月～12月診療分については、確定申告期間に併せての送付ができませんので、医療費控除をご検討されている場合は、医療費の領収書を大切に保管してください。

高齢者のおむつ代にかかる医療費控除

問 保健福祉課 地域福祉係 (内線 1404)

次のいずれかの証明書をおむつ代の領収書と一緒に確定申告の際に添付することで、医療費控除の対象になります。忘れずに申請してください。

①「おむつ使用証明書」

傷病等のためにおおむね6か月以上寝たきりであり、医師の治療のもとにおむつを使う必要があると初めて認められたとき、医師が発行する証明書。

②「おむつ代の医療費控除にかかる確認証明書」

医療費控除を受ける2年目以降の方で、町が交付する証明書

※「市町村が介護保険法に基づく、要介護認定にかかる主治医の意見書」により、寝たきり状態であること及び尿失禁が確認されれば控除の対象となります。

緊急通報システム事業のお知らせ

問 保健福祉課 地域福祉係 (内線 1404)

家庭内で急病・事故等の緊急事態が発生したとき、緊急通報装置を用いて委託業者へ通報することにより、通報内容に応じて救急車の手配等を行います。

■対象者 ・概ね65歳以上の一人暮らし高齢者及びねたきり高齢者若しくは、これに準ずると町長が認めた者を抱える高齢者のみの世帯

・一人暮らしの重度身体障害者等

■貸与品 (3品目) 緊急通報装置 / ペンダント式非常押しボタン / 火災センサー (※熱感知器をコンロ設置場所の天井に設置します。)

■利用料 前年度所得により、利用料金を決定します (月額0円、400円、800円、1,200円)。

※申請が必要となりますので詳しくは、標記担当まで問い合わせください。

要介護認定高齢者の「障害者控除」

問 保健福祉課 地域福祉係 (内線 1403)

所得税法上の「障害者控除」は、障害者手帳をお持ちの方のほか、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で町が、障害者に準じる要件を満たすと認めただ方であれば受けることができます。※申請が必要となりますので詳しくは、標記担当まで問い合わせください。

福島県地震・津波被害想定調査結果

問 福島県危機管理部災害対策課 (TEL 024-521-7194)

県では、令和4年11月に新たな「地震・津波被害想定調査結果」を公表しています。想定される地震が仮に発生すれば、甚大な人的被害、建物被害が生じる可能性があります。

日頃から災害への備えを行っていただくことで、その被害を軽減することができます。自分の命と大切な人の命を守るためにどんなことをすればよいか、今一度、考えてみましょう。



地震・津波災害対策のすすめQRコード

令和5年度道路除雪の実施について

問 建設水道課 管理係 (内線 1603)

降雪時におけるスムーズな道路交通の確保のためには、住民の皆様のご協力が不可欠です。道路除雪に対し、住民の皆様のご理解をお願いします。

■対象路線

町道の一部 (①幹線道路 (1級・2級町道) 及び路線バス・スクールバス路線、②その他の町道の順で実施します。)

■実施基準 積雪量 15.0 cm以上

■町からのお願い

①除雪には注意を払っておりますが、スムーズな除雪実施のため、除雪車通過後の玄関前、木戸道入口等の除雪は、各家庭でお願いします。

②道路への雪出し、側溝への雪捨ては通行の妨げとなるとともに、側溝がつまってあふれるなど、事故等の原因となります。個人として責任を問われることがありますので、絶対に行わないでください。

③着雪により、竹、樹木の枝などが障害になると、除雪作業の支障や事故等の原因となります。所有者が責任を問われる場合がありますので、適切な管理をお願いします。

なお、通行の支障となっている竹、樹木について、町が緊急避難的に伐採を行うことがありますので、ご了承願います。